

# ねんりんピックかながわ2022伊勢原市実行委員会第2回総会 次第

日程：令和2年9月18日（金）  
書面開催

## 1 開 会

## 2 報告事項

- (1) 伊勢原市実行委員会の名称変更について（専決処分の報告）
- (2) ねんりんピックかながわ2022の会期について
- (3) 実行委員会委員の変更について

## 3 審議事項

- 【第1号議案】ねんりんピックかながわ2022伊勢原市実行委員会2020年度事業計画の変更について
- 【第2号議案】ねんりんピックかながわ2022伊勢原市実行委員会2020年度収支予算の変更について
- 【第3号議案】ねんりんピックかながわ2022伊勢原市開催種目交流大会2020年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱の一部改正について

## 4 閉 会

# ねんりんピックかながわ2022伊勢原市実行委員会第2回総会

令和2年6月24日、厚生労働省から第33回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2020）の令和2年度開催は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、参加者の十分な安全を確保することが困難であると判断し、第33回から第36回まで開催年度を1年ずつ変更（延期）することが発表されました。

ねんりんピックかながわ2021の開催年度が2022年度（令和4年度）に変更になったため、伊勢原市実行委員会の2020年度（令和2年度）事業計画等を変更したい。

## 1 報告事項

### （1）伊勢原市実行委員会の名称変更について

大会の1年延期に伴い、ねんりんピックかながわ2021実行委員会（県・政令指定都市実行委員会）では、新たな会期及び愛称を決定し、令和2年8月31日に次のとおり発表がれました。

新たな会期 令和4年11月12日（土）～11月15日（火）

愛称 ねんりんピックかながわ2022（にせんにじゅうに）

※愛称の変更に伴い、実行委員会の名称も「ねんりんピックかながわ2022実行委員会」に変更

この発表を受け、本市実行委員会では、実行委員会会則第12条第1項に基づき、実行委員会名称等の変更について、会長による専決処分をしましたので、同条第2項に基づき報告します。

### ○専決事項

伊勢原市実行委員会の名称を「**ねんりんピックかながわ2022伊勢原市実行委員会**」に変更する。

（旧名称：ねんりんピックかながわ2021伊勢原市実行委員会）

なお、名称の変更に伴い、実行委員会の会則、規程、要綱等に記載されている「ねんりんピックかながわ2021」の標記については、「**ねんりんピックかながわ2022**」に変更する。

### （2）ねんりんピックかながわ2022の会期について

令和4年11月12日（土）～11月15日（火）の4日間

〈伊勢原市における剣道交流大会の日程〉

令和4年11月12日（土） 監督会議

13日（日） 開始式、予選リーグ

14日（月） 決勝トーナメント、表彰式

### （3）実行委員会委員の変更について

別添、資料1（ねんりんピックかながわ2022伊勢原市実行委員会名簿）のとおり、令和2年7月1日付けで委員の変更がありましたので報告します。

## 2 審議事項

### 【第1号議案】ねんりんピックかながわ2022伊勢原市実行委員会2020年度事業計画の変更について

大会の開催が1年延期となり、今年度予定の事業について見直す必要が生じたことから、事業計画について次のとおり変更したい。

#### ○リハーサル大会の実施

大会の1年延期に伴い、リハーサル大会は当初の予定日には実施しない。  
2021年11月に開催予定とする。

#### ○先催地調査の実施

第33回全国健康福祉祭ぎふ大会(ねんりんピック岐阜2020)の視察は、当初の予定日には実施しない。

2021年10月30日(土)から11月1日(月)に開催されるねんりんピック岐阜2021の関市剣道交流大会等を視察する。

### 【第2号議案】ねんりんピックかながわ2022伊勢原市実行委員会2020年度収支予算の変更について

大会の開催が1年延期となり、今年度執行予定の事業費等について見直す必要が生じたことから、収支予算について次のとおり変更したい。

#### 1 収入の部

単位：千円

区 分	当初予算額	変更後予算額	比 較	備 考
市補助金	1,208	180	▲1,028	
県補助金	1,292	100	▲1,192	
その他の収入	0	0	0	
計	2,500	280	▲2,220	

#### 2 支出の部

単位：千円

区 分	予 算 額	変更後予算額	比 較	備 考
実行委員会運営費	284	100	▲184	総会等の開催費、事務局運営費
交流大会開催準備費	300	80	▲220	競技主管団体等との連絡調整費、広報啓発グッズ等の作成費
リハーサル大会運営費	1,416	0	▲1,416	
競技主管団体準備費	500	100	▲400	競技主管団体に対し、審判員等の養成経費等を補助
計	2,500	280	▲2,220	

**【第3号議案】ねんりんピックかながわ 2022 伊勢原市開催種目交流大会 2020 年度  
競技主管団体準備事業補助金交付要綱の改正について**

大会の開催が1年延期となり、今年度における補助対象経費及び補助限度額を見直す必要が生じたことから、要綱の一部を改正したい。

1 主な改正点

(1) 対 象 経 費 「1 ねんりんピック岐阜2020及び全国健康福祉祭に類似する大会の視察調査に要する経費」の削除

(2) 補助限度額の減額 改正後 100,000円  
改正前 500,000円

2 新旧対照表及び新要綱(案) 別紙、資料2のとおり

## 資料 1

## ねんりんピックかながわ2022伊勢原市実行委員会名簿

No.	役職等	氏名	選出機関・団体及び役職	運営委員会 (部会)	旧委員
1	会長	高山 松太郎	伊勢原市長		
2	副会長	舘 大樹	伊勢原市議会 議長		
7	副会長	小林 英雄	神奈川県剣道連盟 会長	競技・式典	
9	副会長	田中 昇	伊勢原市体育協会 会長	競技・式典	
11	副会長	森 武	伊勢原市老人クラブ連合会 会長	未病改善 ・福祉	
3	委員	中山 真由美	伊勢原市議会総務常任委員会 委員長		
4	委員	大山 学	伊勢原市議会産業建設常任委員会 委員長		
5	委員	橋田 夏枝	伊勢原市議会教育福祉常任委員会 委員長		
6	委員	和田 健一郎	伊勢原市消防本部 消防長	総務・広報	
8	委員	萩原 昇	伊勢原市剣道連盟 会長	競技・式典	
10	委員	平田 順子	伊勢原市スポーツ推進委員協議会 会長	競技・式典	
12	委員	宮川 進	(社福)伊勢原市社会福祉協議会 会長	未病改善 ・福祉	
13	委員	宮川 進	(公社)伊勢原市シルバー人材センター 理事長	未病改善 ・福祉	
14	委員	大川 要	伊勢原市自治会連合会 会長	総務・広報	
15	委員	大箭 みよ子	伊勢原市食生活改善推進団体 会長	観光・交通	
16	委員	磯部 道枝	伊勢原市小学校長会 会長	総務・広報	
17	委員	宮林 英樹	伊勢原市中学校長会 会長	総務・広報	
18	委員	高橋 宏昌	伊勢原市商工会 会長	観光・交通	
19	委員	目黒 仁	(一社)伊勢原市観光協会 会長	観光・交通	
20	委員	秋澤 孝則	伊勢原市医師会 会長	未病改善 ・福祉	
21	委員	熊澤 巖	小田急電鉄株式会社 本厚木駅長	観光・交通	
22	委員	栢沼 俊幸	神奈川中央交通西株式会社 伊勢原営業所長	観光・交通	
23	委員	鍛代 英雄	伊勢原市教育委員会 教育長		
24	委員	<b>山室 好正</b>	伊勢原市企画部長	総務・広報	穴戸 晴一
25	委員	<b>吉川 武士</b>	伊勢原市総務部長		山室 好正
26	委員	大津 隆治	伊勢原市市民生活部長	総務・広報	
27	委員	辻 雅弘	伊勢原市経済環境部長	観光・交通	
28	委員	黒石 正幸	伊勢原市保健福祉部長	未病改善 ・福祉	
29	委員	<b>細野 文和</b>	伊勢原市保健福祉部健康づくり担当部長	未病改善 ・福祉	吉川 武士
30	委員	齋藤 浩人	伊勢原市子ども部長		
31	委員	重田 浩光	伊勢原市都市部長		
32	委員	古尾谷 栄一	伊勢原市土木部長		
33	委員	谷亀 博久	伊勢原市教育委員会教育部長		
34	委員	小林 幹夫	伊勢原市議会事務局長		
35	監事	稲葉 栄治	伊勢原市体育協会 監事		
36	監事	杉山 麻里	伊勢原市 会計管理者		

## 資料 2

○ねんりんピックかながわ2022伊勢原市開催種目交流大会2020年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第16条 (略)			第1条～第16条 (略)		
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和2年6月19日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。</p> <p>2 この要綱は令和2年9月18日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。</p>			<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和2年6月19日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。</p>		
別 表 (第2条関係)			別 表 (第2条関係)		
補助対象事業	補助対象経費	補助率および補助限度額	補助対象事業	補助対象経費	補助率および補助限度額
ねんりんピックかながわ2022伊勢原市開催種目交流大会競技主管団体準備事業	<p>競技主管団体（補助事業者）が実施する次の事業に要する経費</p> <p>1 審判員等要請に要する経費</p> <p>2 県、市実行委員会及びその他関係団体との連絡調整に要する経費</p> <p>3 その他交流大会準備に要する経費</p>	補助対象経費の合計額の10分の10以内とし、 <u>100,000</u> 円を限度とする。	ねんりんピックかながわ2021伊勢原市開催種目交流大会競技主管団体準備事業	<p>競技主管団体（補助事業者）が実施する次の事業に要する経費</p> <p>1 <u>ねんりんピック岐阜2020及び全国健康福祉祭に類似する大会の視察調査に要する経費</u></p> <p>2 審判員等要請に要する経費</p> <p>3 県、市実行委員会及びその他関係団体との連絡調整に要する経費</p> <p>4 その他交流大会準備に要する経費</p>	補助対象経費の合計額の10分の10以内とし、 <u>500,000</u> 円を限度とする。
注) 補助対象経費の詳細については、会長が別に定める。 算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。			注) 補助対象経費の詳細については、会長が別に定める。 算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。		
様式第1号～様式第11号 (略)			様式第1号～様式第11号 (略)		



ねんりんピックかながわ2022伊勢原市開催種目交流大会  
2020年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 ねんりんピックかながわ2022伊勢原市実行委員会会長（以下「会長」という。）は、ねんりんピックかながわ2022伊勢原市開催種目交流大会の円滑な運営を図るため、競技主管団体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付等については、伊勢原市補助金等交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）を準用するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率等）

第2条 補助対象経費および補助率などは、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第3条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）を会長が定める期日までに会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第4条 会長は、前条第1項の申請があったときは、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 会長は、前項の場合において必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助金の決定の通知）

第5条 会長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 会長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ会長の承認を受けること。
  - ア 事業内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）
  - イ 事業費を変更する場合（補助金交付決定額の20%以内の変更を除く。）
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合



(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその原因及びこれに対する措置を会長に報告し、その指示を受けること。

2 会長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。

3 会長は、前項の規定により条件を付したときは、その条件を前条の通知書に記載するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受けた後、前条第1項第1号の補助事業の内容等の変更、中止又は廃止の承認を受けようとするときは、変更承認申請書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更事業計画書(様式第2号)

(2) 変更収支予算書(様式第3号)

(3) その他会長が必要と認める書類

(補助事業の遂行等)

第8条 補助事業者は、この要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、これらの書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補助事業の状況報告および調査)

第9条 会長は、補助事業が適正に行われているかどうかを知るため必要があるときは、補助事業の遂行の状況について、補助事業者から報告させることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、伊勢原市実行委員会の事務局員を实地に調査させることができる。

(補助事業の遂行に関する指示)

第10条 会長は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、会長が定める期日までに実績報告書(様式第6号)を会

長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

3 実績報告書は、補助事業が完了した日から、起算して30日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 会長は、前条の書類を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第9号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付の時期等）

第13条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号-1）を、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは補助金概算払請求書（様式第10号-2）を会長が別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第14条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令若しくはこの要綱に違反し、又は会長の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還等）

第15条 会長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその当該補助金を返還させるものとする。

2 会長は第13条第2項の規定により補助金を交付した場合において、確定した額が既に交付した額に満たないときには、期限を定めてその満たない額

を返還させるものとする。

- 3 会長は、前2項により補助事業者に返還を求めるときは、補助金返還請求書（様式第11号）によりその返還を求めるものとする。
- 4 会長は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取り消しが行われた場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- 5 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業に係る交付の目的を達成するためとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（雑則）

第16条 この要綱を定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月19日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、令和2年9月18日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

別 表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率および補助限度額
ねんりんピックかながわ 2022伊勢原市開催種目 交流大会競技主管団体準備 事業	競技主管団体（補助事業者） が実施する次の事業に要す る経費 1 審判員等養成に要する 経費 2 県、市実行委員会及び その他関係団体との連絡 調整に要する経費 3 その他交流大会準備に 要する経費	補助対象経費の合計額の 10分の10以内とし、 100,000円を限度 とする。

注) 補助対象経費の詳細については会長が別に定める。

算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

令和2年8月31日

## 第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会の新たな会期・愛称を決定しました！

2年後の大会開催に向け、リスタートします！

新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年度に延期となった「第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会」について、「ねんりんピックかながわ2021実行委員会」において、新たな会期・愛称を決定しましたのでお知らせします。  
今後新たな会期・愛称を踏まえた広報や機運醸成などを始め、開催に向けた準備を進めていきます。

### 新たな会期・愛称

#### 1 会期:令和4年11月12日(土)～11月15日(火)

(延期前:令和3年11月6日(土)～11月9日(火))

#### 2 愛称:ねんりんピックかながわ2022(にせんにじゅうに)

(延期前:ねんりんピックかながわ2021(にせんにじゅういち))

※ 愛称の変更に伴い、実行委員会の名称も「ねんりんピックかながわ 2022 実行委員会」に変更しました。

### 《参考》

#### 【全国健康福祉祭(愛称:ねんりんピック)について】

スポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、主に60歳以上の高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、昭和63(1988)年から毎年開催されています。

#### 【開催年度の延期について】

令和2年度に開催予定であった第33回全国健康福祉祭ぎふ大会が、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されることに伴い、令和3年度に開催予定であった第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会も、令和4年度へ1年延期になりました。

## 【ねんりんピックかながわ2022実行委員会について】

ねんりんピックかながわ2022の主催者である県、横浜市、川崎市及び相模原市と、県内関係団体等により構成される、大会準備・運営を行うために設立された組織です。

### 問合せ先

---

ねんりんピックかながわ2022実行委員会

(事務局:神奈川県スポーツ局ねんりんピック課)

事務局長 渡邊 電話 045-285-0339

事務局次長 松谷 電話 045-285-0544